

定 款

公益財団法人
大田市体育・公園・文化事業団

公益財団法人 大田市体育・公園・文化事業団

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人大田市体育・公園・文化事業団という。

(事務所)

第2条 この法人の、主たる事務所を島根県大田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大田市から管理者の指定を受けた施設の有機的な利用を通じ、地域の健全な発達と健康で文化的な市民生活を確保することにより、市民の豊かな人間形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体育の振興を図る事業
- (2) 文化の向上を図る事業
- (3) 管理者の指定を受けた施設の円滑な運営と健全な利用の増進を図るための事業
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業

2 この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う

- (1) その他、公益目的事業の推進に資する事業

3 前2項の事業は大田市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種類)

第5条 この法人の資産は、基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益財団法人移行時の基本財産として別表で特定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て評議員会へ報告するものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第9条 理事長は、年度終了後3箇月以内に次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第10条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、評議員会において承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を得なければならない。

第4章 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各項の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものとする。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(4) 評議員のうちに、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊な関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受けの承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分または除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅延なく評議員会を招集しなければならない。

4 評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日5日前までに評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を掲載した書面でその通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長及び副議長は評議員の互選により選出する。議長が欠けたとき又は事故あるときは副議長が職務を代理する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受けの承認

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。
- 3 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長の他その会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内(うち1名は税理士又は公認会計士を置くものとする)
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法における代表理事とする。
- 4 必要に応じて業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事と特別利害関係(一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内である関係その他特別な利害関係)にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない
- 5 各理事について、各監事と特別な利害関係を有するものであってはならない。
- 6 理事の2名以上は、当該法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任前10年間当該法人の業務執行理事又は使用人であったことのない者。また、その設立者でない者とする。

- 7 監事にはこの法人の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊な関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係がなく、かつ、その就任の前の10年間当該法人の業務執行理事又は使用人であったことのない者。また、その設立者でない者とする。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副理事長は理事長を補佐して、日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 業務執行理事はこの法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度において4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、この法人に関し次の各号に規定する職務を行う。
- （1）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する
- （2）理事会に出席し意見を述べること
- （3）必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。
- （4）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会及び評議員会に報告すること
- （5）その他監事に認められた法律上の権限を行使すること
- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(競業利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第38条に定める理事会規則によるものとする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会で定めるもの以外の規定等の制定、変更及び廃止

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、一般法人法第93条第3項又は同法第101条第3項に該当する場合は、この限りではない。

2 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して会議

の目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面、又は電磁的方法により通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、議事録署名人として議事録に記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第12条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、大田市に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は大田市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第44条 理事長は、この法人の主たる事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備え付けたときは、この限りではない。

2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、情報公開及び個人情報保護の保護に関する必要な事項は理事長が別に定める。

- (1) 定款
- (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (4) 役員の報酬等の支給の基準
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告、収支計算書、損益計算書(活動計算書)及び貸借対照表並びに、これらの附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) 監査報告
- (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 公 告

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 情報公開等

第46条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 補 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和6年4月12日から施行する。

この定款は、令和7年4月1日から施行する。

この定款は、令和7年11月26日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	内訳
定期預金	5,000,000 円